

■同意第2号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について議会の同意を得ようとするものです。

今回の委員の任命については、谷脇健司委員の任期満了に伴うもので、新たに宮崎正行氏を教育委員会委員として、任命しようとするものです。

教育委員の任期については、平成29年5月12日から平成33年5月11日までの4年間です。

【任命しようとする者】

氏名：宮崎 正行（みやざき まさゆき）

住所：（略）

生年月日：（略）

職業、政党等：無職、無所属

略歴

◇職歴関係

昭和44年	3月	高知県立高知追手前高等学校卒業
昭和45年	4月	立命館大学産業社会学部入学
昭和50年	3月	〃 卒業
昭和54年	4月	窪川町立窪川小学校教諭
昭和57年	4月	梶原町立越知面小学校教諭
昭和59年	4月	大野見村立大野見小学校教諭（大野見第一小～大野見小）
昭和61年	4月	窪川町立東又小学校教諭
昭和63年	4月	窪川町立窪川小学校教諭
平成3年	4月	窪川町立影野小学校教諭
平成5年	4月	窪川町立川口小学校教諭
平成7年	4月	大正町立田野々小学校教頭
平成10年	4月	窪川町立興津小学校校長
平成16年	4月	窪川（→四万十）町立七里小学校校長
平成19年	4月	四万十町立丸山小学校校長
平成22年	3月	定年退職

【現教育委員会委員】

氏名	生年月日	年齢	性別	職業	政党等	任期
谷脇 健司	(略)	(略)	男	農業	無所属	H28. 5. 12～H29. 5. 11
川上 哲男	(略)	(略)	男	無職	無所属	H25. 5. 12～H29. 5. 11
中屋 建八	(略)	(略)	男	無職	無所属	H26. 5. 12～H30. 5. 11
大村 和志	(略)	(略)	男	自営業	無所属	H26. 5. 12～H30. 5. 11
岡林 雅子	(略)	(略)	女	無職	無所属	H27. 5. 12～H31. 5. 11

※ 大村和志委員は、法律第4条第5項の規定による保護者に該当する。

【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

附 則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号） （抜粋）

(新たに任命される委員の任期の特例)

第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。